

岩手県告示第 407 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
協栄テックス株式会社	盛岡市大通三丁目 3 番 10 号	デイサービスセンター田園	盛岡市下太田榊 14 番 2 号	平成 18 年 3 月 24 日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
協栄テックス株式会社	盛岡市大通三丁目 3 番 10 号	指定居宅介護支援事業所田園	盛岡市下太田榊 14 番 2 号	平成 18 年 3 月 24 日